令和6年度

北海道大空高等学校入学者選抜の手引

大 空 町 教 育 委 員 会 令和 5 年 1 0 月

# 目 次

〇北海道大空高等学校	
求める生徒像・推薦の要件(志望してほしい生徒像)・・・・	1
〇令和 6 年度北海道大空高等学校	
	_
入学者選抜における留意事項・主な日程・・・・・・・・	2
〇令和 6 年度北海道大空高等学校	
一般入学者選抜実施要項・・・・・・・・・・・・	3
〇令和 6 年度北海道大空高等学校	
推薦入学者選抜実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
<資料>	
〇令和 6 年度北海道大空高等学校	
入学者選抜における学校裁量について・・・・・・・・・	18
〇大空町立高等学校通学区域規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

# 北海道大空高等学校

# 求める生徒像・推薦の要件(志望してほしい生徒像)

# 1 求める生徒像

大空高等学校は、学ぶ科目を自分で決める総合学科の特色と、小規模校のメリットを生かし、一人ひとりの進路希望や学ぶ意欲に応える学校です。

3年間を通じて探究的な学習に取り組み、主体的に問題を発見する力、多様な他者と協働して解決する力を身に付けることができます。

学校内だけではなく地域での活動を通じて、自分らしい生き方を 一生懸命見つけようとする生徒の入学を期待します。

- I 自分の考えを持ち、多様な人とも対話を通じてお互いを理解 しようとする生徒
- 2 問題があってもあきらめず、多くの人と協力し合い納得できる答えを探そうとする生徒
- 3 地域や社会の出来事に関心を持ち、自分に何ができるのかを 考え行動しようとする生徒

# 2 推薦の要件(志望してほしい生徒像)

上記の求める生徒像に加え、推薦の要件は次のとおりです。

社会的な課題を探究し、将来にわたり地域社会などに貢献しようとする意欲のある生徒

# 令和6年度北海道大空高等学校入学者選抜における留意事項・主な日程

# ■ 大空高等学校入学者選抜に係る留意事項

1 大空高等学校の入学者選抜については、北海道教育委員会が定めた実施要項と一部 異なる事項があるため、大空町教育委員会が独自で大空高等学校入学者選抜実施要項 を定めるが、原則として北海道教育委員会が定める実施要項に準じて実施する。

なお、北海道教育委員会が定める実施要項については、「令和6年度(2024年度) 道立高等学校入学者選抜の手引」を参照願います。

- 2 「入学願書」及び「写真台紙」、「出願状況」及び「推薦入学者選抜に係る状況」以 外の様式は、北海道教育委員会が実施要項で定めた様式を使用する。
- 3 大空町立高等学校通学区域規則(令和2年大空町教育委員会規則第4号)第4条について、出願者数(就学希望者)が次のいずれかの条件を満たす場合は、同条で示す範囲を超えて就学させることがある。
- (1) 出願変更後の倍率が 1.0 未満
- (2) 出願変更後の倍率が 1.0 以上であり、かつ、第3条に規定する出願者の数が第1 年次の生徒の入学定員に 100 分の 50 を乗じて得た数を満たさない。

# ■ 主 な 日 程

#### <一般の選抜>

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1	出願の受	付	1月19日(金)~1月24日(水)正午
2	出願状況の多	善 表	1月26日(金)午前10時
3	出願変更の多	を 付	1月29日(月)~2月2日(金)午後4時
4	出願変更状況の	発 表	2月14日(水)午前10時
5	学 力 検	查	3月5日(火)
6	追検	查	3月13日 (水)
7	合格 発	表	3月18日(月)午前10時
8	第2次募集の出願の	受付	3月22日(金)~3月25日(月)午後4時30分
9	第2次募集の合格	発表	3月28日 (木) まで

#### <推薦による選抜>

1	出願の受	付 1月19日(金)~1月24日(水)正午
2	出願状況の発	表 1月26日(金)午前10時
3	面接	等 2月13日 (火)
4	合格内定の通	知 2月20日 (火) まで
5	入学確約書の提	出 2月21日 (水) ~ 2月26日 (月) 午後4時
6	再 出 願 の 受	付 2月21日 (水) ~ 2月26日 (月) 午後4時
7	合格 発	表 3月18日(月)午前10時

# 令和6年度北海道大空高等学校一般入学者選抜実施要項

(令和5年10月31日教育長決定)

この要項(以下「大空一般要項」という。)は、令和6年度の北海道大空高等学校の入学者の 選抜(推薦による入学者を除く。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

# 1 募 集 人 員

全日制の課程 総合学科 40名 (ただし、推薦による入学者を含む。)

# 2 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「道立一般要項」という。)の「2 出願資格」 に準じる。

#### 【留意事項】

北海道大空高等学校推薦入学者選抜実施要項、道立一般要項、道立高 等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高 等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及 び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに 市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこ の要項により出願することはできない。

## 3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、大空町立高等学校通学区域規則(令和2年大空町教育委員会規則 第4号)の定めるところによる。

#### 4 出願できる学科

全日制の課程 総合学科

## 5 出願の受付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「5 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

# 6 出願の手続

道立一般要項の「6 出願の手続」に準じる。

なお、出願先、入学願書及び入学検定料については、次のとおりとし、入学願書、写真台紙 及び受検票については、大空一般要項で定める様式とする。

## (1) 出願先

出 願 先	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道大空高等学校	〒099-3211 北海道網走郡大空町東藻琴 79 番地の 4
(東藻琴キャンパス)	電話番号 0152-66-2061

#### (2) 入学願書

大空一般要項で定める入学願書とする。

また、留意事項については、道立一般要項に準じる。ただし、1における「学校教育局学 力向上推進課」を「大空町教育委員会」とする。

#### (3) 入学検定料

大空町立高等学校の授業料等に関する条例(令和2年大空町条例第28号)に定める金額(2,200円)を現金又は郵便小為替により納入すること。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続」の【留意事項】に準じる。 ただし、(2)アの留意事項の1については該当しない。

## 7 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

ただし、大空高校における詳細な掲示は、大空一般要項で定める様式とし、ウェブページでも掲載する。

#### 8 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。 ただし、道外からの出願の場合は、道立高校への出願変更はできない。

また、高等学校における掲示は、大空一般要項で定める様式とし、ウェブページでも掲載する。

## 9 学 力 検 査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「9 学力検査」の【留意事項】に準じる。 ただし、(5)の下の留意事項の2(4)における「所轄の教育局長及び 学校教育局学力向上推進課長」を「大空町教育委員会、北海道教育庁 オホーツク教育局長及び北海道教育庁学校教育局学力向上推進課長」 とし、大空町教育委員会から指示を受けること。

# 10 学力検査の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。 なお、(1)の学力検査の受検場は、原則として、次のとおりとする。

受 検 場	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道大空高等学校	〒099-3211 北海道網走郡大空町東藻琴 79 番地の 4
(東藻琴キャンパス)	電話番号 0152-66-2061

#### 【留意事項】

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」の【留意事項】に 準じる。

# 11 委 託 受 検

道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「12 委託受検」の【留意事項】に準じる。

# 12 追 検 査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「13 追検査」の【留意事項】に準じる。 ただし、(2)アの下の留意事項における「所轄の教育局」を「大空町 教育委員会及び北海道教育庁オホーツク教育局」とする。

## 13 入学者の選抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「14 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

## 14 合 格 発 表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「15 合格発表」の【留意事項】に準じる。

## 15 合格者の追加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「16 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

# 16 第 2 次 募 集

道立一般要項の「17 第2次募集」に準じる。

ただし、(6)における入学願書及び入学検定料については、大空一般要項の「6 出願の手続」 に定めるものとする。

#### 【留音重值】

道立一般要項の「17 第2次募集」の【留意事項】に準じる。 ただし、募集人員の発表のうち高等学校における掲示は、ウェブページにも掲載する。

#### 17 道外からの出願者の手続

大空一般要項の「6 出願の手続」と同様の手続きとする。 ただし、個人調査書については、道立一般要項に定める別記様式3を用いる。

# 18 学力検査の得点の情報提供

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」に準じる。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」の【留意事項】に 準じる。

# 19 北海道教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

## 20 そ の 他

道立一般要項の「21 その他」に準じる。

ただし、(2)、(3)における「学校教育局学力向上推進課長」は、「大空町教育委員会及び北海道教育庁学校教育局学力向上推進課長」とする。

#### 【留意事項】

道立一般要項の「21 その他」の【留意事項】に準じる。

	_							<u> </u>	《受検番号			(	)
				入	学	願			<b>書</b>		年	月	Ħ
	北海	道大空高等等	学校長 様										
						出願者	署名	名					
						保護者等	署名	名					
	貴校	に入学したV 	へので、許可してく		<i>₩</i>	소B	1		₩ 0 <del>-</del>			** 0 ++	В
出	願	全日制の課	和 山阪学科		第1志	望	+	_	第2志望	-	_	第3志皇	<u> </u>
課	程	至日前の珠	程 出願学科	総	合 等	牟 科							
	ふ	りがな	•		昭和	・平成	年		ふりがな				
	氏	名				月巨	生	保	氏 名				
出												- 🔲	
	現	住 所						護					
願									現 住 所				
		身(在籍)						者					
者	中	学校								電	話		番
	中 (卒 年	学校卒業 <sup>  </sup>	年	月	日	卒   業     本業見込		等	出 願 者との関係				
	入学者選抜における特別な配慮の希望の有無 有・無												
本	全日制の課程の 本学科へ就学す るときの区分 2 大空町立高等学校通学区域規則第 2 条による就学 2 大空町立高等学校通学区域規則第 4 条による就学												
	備	考											

#### 記入上の注意

- 1 「出願者の生年月日」、「中学校卒業(卒業見込)年月日」、「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」 及び「全日制の課程の本学科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は数字を〇で囲むこと。
- 2 「出願者」の欄の中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。

# 写 真 台 紙

※受検番号 ( )

ふ り が な	
出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
高 等 学 校	北海道大空高等学校
課程	全 日 制 の 課 程
学科	総合学科

Ш 写 願 上前 セ 真 華三 ンチ 身か を正り を 前內 ル、 貼 かに 横 6 五 る セ 撮 影 チ 位 L た ŧ 置 ル  $\mathcal{O}$ 

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。 (注)
  - 2 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育
  - 学校の前期課程を含むものとすること。 3 推薦入学者選抜の出願者は、「※受検番号」欄の左余白に(推)と 朱書すること。

------切り取らないこと------

令和6年度北海道大空高等学校受検票

※受検番号 ( )

出願者氏名	
出身(在籍)中 学 校	
高 等 学 校	北海道大空高等学校
課程	全日制の課程
学科	総 合 学 科

◇ 学力検査の検査時間・教科

	9:20	10:35	11:50	13:35	14:50
検査時間	5	5	5	5	5
	10:15	11:30	12:45	14:30	15:45
教 科	第1部 国 語	第2部 数 学	第3部 社 会	第4部 理 科	第5部 英 語

- ◇ 持参すべきもの
- (1) 受検票
- (2) 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規 (分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り \*計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話 (スマートフォンやPHSを含む。)、辞書機能付時計、 ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、 学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込み は認めない。
- (3) 上履き及び昼食
- (注) 1 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとすること。
  - 2 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 3 推薦入学者選抜の出願者は、「※受検番号」欄の左余白に(推)と朱書すること。

# 出 願 状 況

# 北海道大空高等学校

	課	程	全日制
	学	科	総合学科
	募集人員	(A)	
		推薦枠	
当初の	一般入学者選抜	出願者数	
出願者数		町外からの出願	
	推薦入学者選抜	出願者数	
	町外からの出願		
	連携型入学者選	友出願者数	
	出願者数合計(	В)	
		3条1号	
	3条2号		
		3条3号	
		市町村立通学区域規則	
	倍率 (B)/(	(A)	

# 出願変更後の出願状況

# 北海道大空高等学校

課	程	全日制
学	科	総合学科
募集人員	(A)	
	推薦枠	
推薦入学者選抜出願者数		
	町外からの出願	
連携型入学者選抜出願者数	攵	
出願変更後の一般入学者選	<b>選抜出願者数</b>	
	町外からの出願	
出願変更後の出願者数合詞	† (B)	
	3条1号	
	3条2号	
	3条3号	
	市町村立通学区域規則	
倍率  (B)/(A)		

# 令和6年度北海道大空高等学校推薦入学者選抜実施要項

(令和5年10月31日教育長決定)

この要項(以下「大空推薦要項」という。)は、令和6年度の北海道大空高等学校の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 対象学科

全日制の課程 総合学科

出願できる者の範囲は、大空町立高等学校通学区域規則(令和2年大空町教育委員会規則第4号)に示された地域に保護者の住所が存する者のほか、同規則第4条による者とする。(国内全域の就学希望者)

#### 2 推薦による入学者の範囲

募集人員の50%程度の数とする。

#### 3 出願資格

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「道立推薦要項」という。)の「3 出願資格」 に準じる。

ただし、(1)における「道内」を「国内全域」とする。

#### 【留意事項】

1 北海道大空高等学校一般入学者選抜実施要項、道立高等学校一般入 学者選抜実施要項、道立推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道 立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施 要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要 項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者 は、同時にこの要項により出願することはできない。

#### 4 出願の受付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

#### 【留意事項】

道立推薦要項の「4 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

# 5 出願の手続

#### (1) 出願できる学科

全日制の課程 総合学科

#### (2) 出願先

出願先は、次のとおりとする。

出願先	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道大空高等学校	〒099-3211 北海道網走郡大空町東藻琴 79 番地の 4
(東藻琴キャンパス)	電話番号 0152-66-2061

#### (3) 出願書類の提出及び受付

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の提出及び受付」に準じる。 ただし、「ア 出願者の手続」の「(7) 入学願書」及び「(ウ) 写真台紙」については、大 空一般要項で定める様式とし、「(イ) 入学検定料」については、次のとおりとする。

出願者は、大空町立高等学校の授業料等に関する条例(令和2年大空町条例第28号)に定める金額(2,200円)を現金又は郵便小為替により納入すること。

#### 【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の提出及び受付」の【留意事項】に準じる。

ただし、「学校教育局学力向上推進課」を「大空町教育委員会」とする。 なお、個人調査書については、道立一般要項に定める別記様式3を用いる。

#### 6 出願状況の発表

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

ただし、大空高等学校における詳細な掲示は、大空一般要項で定める様式とし、ウェブページにも掲載する。

#### 7 出願変更

道立推薦要項の「7 出願変更」に準じる。

#### 8 面 接 等

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

なお、(1)の面接等の会場は、原則として、次のとおりとする。

会 場	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道大空高等学校	〒099-3211 北海道網走郡大空町東藻琴 79 番地の 4
(東藻琴キャンパス)	電話番号 0152-66-2061

#### 【留意事項】

道立推薦要項の「8 面接等」の【留意事項】に準じる。 ただし、「学校教育局学力向上推進課長」を「大空町教育委員会及び 北海道教育庁学校教育局学力向上推進課長」とする。

#### 9 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 出願者から提出された自己推薦書
- (2) 中学校長から提出された個人調査書
- (3) 面接の結果
- (4) 作文の結果

## 10 合格内定者の通知及び入学の確約

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

#### 【留意事項】

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の【留意事項】に準じる。

## 11 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

ただし、高等学校における掲示は、大空推薦要項で定める様式とし、ウェブページでも 掲載する。

#### 12 再 出 願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

#### 【留意事項】

道立推薦要項の「12 再出願」の【留意事項】に準じる。 ただし、道立高等学校への再出願はできない。

# 13 合格発表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

#### 【留意事項】

道立推薦要項の「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

# 14 北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

# 15 そ の 他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

ただし、(2)、(3)における「学校教育局学力向上推進課長」は、「大空町教育委員会及び北海道教育庁学校教育局学力向上推進課長」とする。

#### 【留意事項】

道立推薦要項の「15 その他」の【留意事項】に準じる。

※受検番号
-------

# 自己推薦書(全日制課程受検者用)

令和 年 月 日

北海道大空高等学校長 様

在籍中学校名

出願者署名

私は、貴校の全日制の課程の総合学科へ、次の理由により自己推薦します。

入学を志望する理由や抱負について (この学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて、この学校のスクール・ポリシーを まえて記入してください。)
中学校の各教科(選択教科を含む。)や総合的な学習の時間における学習について (中学校で学習したことについて、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)
中学校在学中における学校内外の諸活動について (中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、 その他の活動等を通して学んだこと、自分が特にアピールしたいことなどを具体的に記入してください。)

- (注) 1 出願者が記入、作成してください。なお、「出願者署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいですが、欄の大きさ等を変更しないでください。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは 10.5 ポイントを基本としますが、大きさについては出願者の任意とします。
  - 2 ※印の欄は記入しないでください。

# 推薦入学者選抜に係る状況

# 北海道大空高等学校

	課	程	全日制
	学	科	総合学科
	募集。	人員	
	推薦	· [枠	
出願者数	推薦入学者選抜		
		町外からの出願	
	連携型入学者選打	友	
内定者数	推薦入学者選抜		
		町外からの出願	
	連携型入学者選打	友	

## 令和6年度北海道大空高等学校入学者選抜における学校裁量について

#### 北海道大空高等学校が求める生徒像

大空高等学校は、学ぶ科目を自分で決める総合学科の特色と、小規模校のメリットを生かし、一人ひとりの進路希望や学ぶ意欲に応える学校です。

3年間を通じて探究的な学習に取り組み、主体的に問題を発見する力、多様な他者と協働して解決する力を身に付けることができます。

学校内だけではなく地域での活動を通じて、自分らしい生き方を一生懸命見つけようとする生徒の 入学を期待します。

- 1 自分の考えを持ち、多様な人とも対話を通じてお互いを理解しようとする生徒
- 2 問題があってもあきらめず、多くの人と協力し合い納得できる答えを探そうとする生徒
- 3 地域や社会の出来事に関心を持ち、自分に何ができるのかを考え行動しようとする生徒

#### 令和6年度北海道大空高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定

=																										
			推薦入学者選抜											一般入学者選抜												
学	学	学	入	面	接		妾以タ する		<b></b> 尾施		個人調查書					学力検査等の実施				複数尺度による選抜で重視す る項目						
			学	個	集	英	英	実	作	学	総	特 総合所見等			24.4	実	寅 面 接		妾	学力検	個人調查	至書等を重		11000000000000000000000000000000000000		
			枠			語	語				合		奉	ス	資	そ	学力 検査の 傾斜配				過年	査の成績を重		個		実
	校	科	^			の				習	的	mil	ポリープ		格		点		全	全 員		視			<b>查書</b>	
			%			聞き	に				な	別	仕:	ッ							卒			特	総	
			程			取	ょ			の	学			活動	検	D			個	集	個		評定:学	別活	合	技
	۸.		生			ŋ	る				習	活	活	`	定							学力:評	力	動	所	1
区	名	名	度			テ	問			記	の		伯	文化	試							定		<i>あ</i>		
			$\overline{}$		_	ス、、					時			活	験		教科 (倍率)			_				記	見	tete
				人	4	ト	答	技	文	録	間	動	動	動	等	他	(IH I )	技	人	寸	人			録	等	等
町内	大空	総	50	0					0	0	0	0	0	0	C							g · ɔ	10:0	0	С	
内全域	空	合	30						J	)		)		)	)							0 . 2	10.0		)	

#### 令和6年度北海道大空高等学校入学者選抜における「入学者の受入れに関する方針等」

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受入れに関する方針
町内全域	大空	総合	50%	社会的な課題を探究し、将来にわたり地域社会などに貢献しようとする意欲があり、次のいずれかに該当する生徒 1 自分の考えを持ち、多様な人とも対話を通じてお互いを理解しようとする生徒 2 問題があってもあきらめず、多くの人と協力し合い納得できる答えを探そうとする生徒 3 地域や社会の出来事に関心を持ち、自分に何ができるのかを考え行動しようとする生徒

※ 「大空町立高等学校通学区域規則」により、学区外(国内全域)からの出願も可能です。

大空町立高等学校通学区域規則、その他本校の入学者選抜に関わる詳細は北海道大空高等学校にお問い合わせください。 また、下記の北海道大空高等学校ホームページでもご覧になれます。

北海道大空高等学校のURL https://ozora-h.ed.jp/

学校所在地 〒099-3211 網走郡大空町東藻琴79番地の4

電話0152 (66) 2061 Fax0152 (63) 5008

※ 入学者選抜に関わるその他の事項については、「令和6年度道立高等学校入学者選抜の手引」及び「令和6年度 北海道大空高等学校入学者選抜の手引」に従って実施します。

#### 大空町立高等学校通学区域規則

令和2年4月20日教育委員会規則第4号 改正 令和5年3月31日教育委員会規則第3号

大空町立高等学校通学区域規則(平成18年大空町教育委員会規則第17号) の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第15条第1項の規定に基づき、大空町立高等学校(以下 「高等学校」という。)の通学区域について定めることを目的とする。

(通学区域)

- 第2条 高等学校への就学(転学若しくは編入学又は転籍若しくは転科による場合も含む。以下同じ。)に係る通学区域(以下「学区」という。)は、町内全域とする。
- 第3条 高等学校へ就学しようとする者(以下「就学希望者」という。)は、 その保護者(就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは 後見人をいう。以下同じ。)の住所が学区内に存する者とする。

(学区外就学)

- 第4条 毎学年の初めにおける第1年次の入学の場合において、前条に規定する就学希望者以外の国内全域の就学希望者は、同条の規定にかかわらず、第1年次の生徒の入学定員に100分の50を乗じて得た数の範囲内で、高等学校に就学することができる。
- 第5条 高等学校の生徒の保護者の住所に変更があった場合においては、引き 続き就学することができる。

(教育長への委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行し、同日に高等学校の第1年次に 入学する者に係る就学から適用する。 (経過措置)

- 2 令和3年3月31日以前に北海道東藻琴高等学校の第1学年に入学し在籍 する者及びその学年に係る就学については、なお従前の例による。
- 3 令和3年3月31日以前に北海道女満別高等学校の第1学年に入学し在籍 する者及びその学年に係る就学については、北海道立高等学校通学区域規則 (平成16年教育委員会規則第1号)による。

附 則(令和5年3月31日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に高等学校の第1年 次に入学する者に係る就学から適用する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日以前に高等学校の第1学年に入学し在籍する者及びその学年に係る就学については、なお従前の例による。